

守 監 発 第 9 号
令和4年8月17日

守谷市長 松 丸 修 久 様

守谷市監査委員 高 瀬 尚 則 

守谷市監査委員 高 梨 恭 子 

令和3年度守谷市農業集落排水事業特別会計及び
守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計及び守谷市公共下水道事業会計）
経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第1項の規定により審査に付された、令和3年度における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり審査意見書を提出する。

令和3年度守谷市農業集落排水事業特別会計及び
守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計及び守谷市公共下水道事業会計）
経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年7月29日から令和4年8月17日まで

3 審査の方法

令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
①農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
②水道事業会計	—	20.0%
③公共下水道事業会計	—	20.0%

※ 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。

① 農業集落排水事業特別会計

特になし。

② 水道事業会計

流動比率（流動資産と流動負債の割合）は875.1%であり、実質的な資金不足額はない。

③ 公共下水道事業会計

流動比率は1,015.5%であり、実質的な資金不足額はない。

5 是正改善を要する事項

特になし。